

湯梨浜学園 特待生規程

(目的)

第1条 学校法人湯梨浜学園（以下「本学園」という。）に在学する生徒で、向学心に燃え、心身健全で且つ成績優秀と認められる者を特待生として奨学金を支給する。

(特待生の対象)

第2条 該当者は次のように定め、要件を備えている者のうちから特待生選考委員会の審査に基づき、理事長がこれを決定する。

- (1) 入学試験の成績の極めて優秀な新入生。
- (2) 本校在学中において前年度の学業成績が極めて優秀で、生活態度においても他の模範となる者

(特待生の種類)

第3条 この規程における特待生の種類は、Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種とする。

(奨学金)

第4条 支給する奨学金は、特待生の種類により次のように規定する。

- (1) 特待生（Ⅰ種）は、月額 15,000 円。
- (2) 特待生（Ⅱ種）は、月額 10,000 円。
- (3) 特待生（Ⅲ種）は、月額 5,000 円。

2 本条第1号から第3号までの支給額は、対象生徒の実納付額を支給上限とし、預り金については除外する。

- (1) 預り金とは、生徒会費、クラブ活動後援会費、PTA 会費、諸経費預り金とする。

(特待生の期間)

第5条 特待生の認定期間は、当該年度とする。

(特待生の審査対象となる資料)

第6条 特待生の審査対象となる資料は、中学1年生は入学試験の成績。その他の学年生は前年度の担任による推薦調書。

(特待生の資格喪失)

第7条 次の各号に該当する場合、その認定期間の中途であっても特待生の資格を取り消すことがある。

- (1) 学業成績又は素行が不良になったとき。
- (2) 退学又は転学並びに傷病のため成業の見込みがないとき。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

1. この規程は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

1. この規程は、令和4年4月1日から実施する。